

広報みなまた発行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広報みなまた（以下、「広報紙」という。）の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載事項)

第2条 広報紙に掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市行政に関する事項
- (2) 本市の主な行事及び啓発に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(発行回数)

第3条 広報紙は、毎月1回発行する。

2 市長が、特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に発行し、又は休刊することができる。

(配布)

第4条 市長は、次に掲げるものに対し、広報紙を無料で配布する。

- (1) 市内の一般世帯及び主な公共施設
- (2) 前号のほか、市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体で、広報紙の配布を希望するもの
- (3) 市外の官公庁、地方公共団体及び公共施設等で広報紙の配布を希望するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が無料で配布すると認めたもの

(広告)

第5条 広報紙には、広告を掲載することができる。

2 前項の広告の掲載料等取扱いについては、別に定める。